

第 10 次犬山市高齢者福祉計画・第 9 次犬山市介護保険事業計画について

【計画のポイント】

高齢者福祉計画

老人福祉法に基づく計画で、これまでの取り組みの評価や令和 4 年度に実施したアンケートの結果、国の指針（現時点で未発出）などから、今後の犬山市の高齢者福祉施策の方向性を定める。

介護保険事業計画

介護保険法に基づく計画で、主に令和 3 年度と 4 年度の実績などから、今後の要介護（要支援）認定者数や介護給付費などを見込み、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間の介護保険料を決定する。

《根拠法令》老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条

「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指す。

【計画の期間】

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により 3 年を 1 期として定める必要があることから、次期計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とする。

